

○勝田郡老人福祉施設組合規約

昭和 48 年 7 月 2 日
岡山県指令地第 331 号

改正 昭和 50 年 9 月 30 日
昭和 52 年 11 月 26 日
平成 10 年 4 月 1 日
平成 17 年 3 月 30 日岡山県指令勝地振総第 739 号
平成 18 年 7 月 10 日岡山県指令美作局地第 288 号
平成 31 年 3 月 29 日岡山県指令美作局地第 78 号

昭和 52 年 8 月 25 日
昭和 62 年 4 月 1 日
平成 17 年 2 月 24 日岡山県指令勝地振総第 476 号
平成 18 年 4 月 1 日岡山県指令美作局地第 4 号
平成 19 年 3 月 30 日岡山県指令美作局地第 595 号

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、勝田郡老人福祉施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合の組織)

第 2 条 組合は、津山市、奈義町、勝央町、美作市（以下「関係市町」という。）で組織する。

(共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事業の実施に関する事務を共同処理する。

- (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームの設置、管理及びその運営事業
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下この条において「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業（訪問介護及び特定施設入居者生活介護に係る事業に限る。）及び法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス事業（介護予防特定施設入居者生活介護に係る事業に限る。）
- (3) 法第 115 条の 4 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、管理者の属する市役所又は町役場に置く。

第 2 章 組合の議会

(議会の組織)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 8 名とし、各関係市町の定数は次のとおりとする。

津山市 2 名
奈義町 2 名
勝央町 2 名
美作市 2 名

(組合議員の任期)

第 6 条 組合議員の任期は、関係市町の議員の任期による。

(組合議員の選挙)

第 7 条 組合議員は、関係市町の議会において議員の中から選出する。

- 2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた関係市町は、すみやかにこれを補充しなければならない。
- 3 第 1 項の選挙が行われたときは、関係市町の長は、ただちにその結果を組合管理者に通知しなければならない。

(議長及び副議長)

第 8 条 組合に議長及び副議長を各 1 名を置く

- 2 議長及び副議長は、組合議会において互選する。
- 3 議長及び副議長の任期は組合議員の任期とする。

第 3 章 組合の執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第 9 条 組合に管理者 1 名及び副管理者 4 名を置く。

- 2 管理者は、関係市町の長の中から互選する。
- 3 副管理者は、管理者以外の市町の長及び管理者の属する市町の副市町長（複数在籍する場合は、管理者が指定するもの）をもってあてる。
- 4 第1項に定めるもののほか、組合に会計管理者1名その他必要な職員を置く。
- 5 会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者をもってあてる。
- 6 第4項の職員は、管理者が任免する。
(管理者の職務)

第10条 管理者は、組合を統括し組合を代表する。

- 2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者が事故あるときは、管理者があらかじめ指定した副管理者がその職務を代理する。
- 3 会計管理者は、組合の会計事務をつかさどる。
(執行機関の任期)

第11条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長又は副市町長としての任期による。

第12条 削除

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2名を置き、組合の財務に関する事務の執行及びその他の事項を監査する。

- 2 監査委員は、管理者が議会の同意を得て、組合議員及び学識経験者のうちから各1名選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選出された者にあつては組合議員の任期によるものとし、学識経験者のうちから選出された者にあつては4年とする。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の運営、施設の建設整備に要する経費は国県から交付される交付金、補助金又は寄付金、分担金及びその他の収入をもってあてる。

第15条 前条の分担金の額は、分担金の総額を平等割及び、関係市町の入荘者（前年4月1日を基準）割（以下「入荘者割」という。）で分賦する。

- (1) 平等割 40%
- (2) 入荘者割 60%

(補則)

第16条 前各条のほか、必要な事項は組合議会の議決を得て別に定める。

附 則

この規約は、岡山県知事の認可があつた日（昭和48年7月2日）から施行する。

附 則（昭和50年9月30日）

この規約は、昭和50年9月30日（岡山県知事の許可のあつた日）から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年8月25日）

この規約は、昭和52年8月25日（岡山県知事の許可のあつた日）から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年11月26日）

この規約は、昭和52年11月26日（岡山県知事の許可のあつた日）から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

この規約は、岡山県知事の許可のあつた日（昭和62年4月1日）から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

1 この規約は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

2 昭和55年度建設の作業所に係る起債の元利償還金については、なお従前の例による。

附 則（平成17年2月24日岡山県指令勝地振総第476号）

この規約は、公布の日から施行し、平成17年2月28日から適用する。

附 則（平成17年3月30日岡山県指令勝地振総第739号）

この規約は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成18年4月1日岡山県指令美作局地第4号）

この規約は、岡山県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成18年7月10日岡山県指令美作局地第288号）

この規約は、岡山県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日岡山県指令美作局地第 595 号）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日岡山県指令美作局地第 78 号）

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。